

例 条

議案第2号
鶴ヶ島市総合計画の策定に関する
条例について

総合計画を策定することで、総合的かつ計画的な行政の運営を図るもの。

Q 地方自治法の改正により、基本構想策定の義務はないが、策定を条例化する理由は。

A 秘書政策課長 地方自治法の改正前から、基本計画については議会基本条例で議決事件とされていたこともあり、市として、基本構想と基本計画の策定根拠を明確にするためである。



鶴ヶ島市総合計画の冊子

議案第3号
鶴ヶ島市指定管理者選定等委員会
条例について

公の施設の指定管理者の候補者の選定等を適正に行うために定めるもの。

Q 条例の名称を指定管理者選定等委員会として「等」を入れた理由は。

A 秘書政策課長 指定管理者の選定を行うことが委員会の主な所掌事務であるが、施設の運営状況や指定管理者自体の経営状況によっては、指定の取り消しの判断もあり得るためである。

Q なぜ、いま地方自治法に基づく附属機関として条例で位置付けるのか。また、今まで委員への報酬の支払いは、なかったのか。

A 秘書政策課長 行政執行の前提となる審査等を行う機関ということで地方自治法に基づく附属機関として条例で位置付けることが妥当であると判断した。

要綱により設置した準附属機関の委員に対する報酬の支出は無効との裁判例もある。本件委員会の要綱設置時において、委員に対する報償費などの支払いは、一切ない。

議案第4号
鶴ヶ島市行政手続条例の一部を改正する条例について

行政手続法の改正に伴い、新たに規定された行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等

の求めに関する規定の整備等を行うもの。

議案第5号
鶴ヶ島市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職非常勤職員等に弁償する通勤に係る費用について、常勤の職員に支給する通勤手当との均衡を図るもの。

Q 本定例会へ提出した理由と改正による影響額は。

A 人事課長 昨年12月の定例会で常勤職員の通勤手当に関して改正したので、あわせて本定例会に非常勤職員についても提出した。

一般職非常勤職員353人、臨時職員86人が対象で、約19万円の予算額の増額である。



議案第6号
鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の年次休暇、特別休暇等の管理を暦年から年度での管理に改めるもの。

議案第8号
非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

年額となっている非常勤の特別職の報酬を月額に改めるとともに、費用弁償の額を実費分に改めるもの。

Q 教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の非常勤職員の報酬金額が実質的に減額となっているのはなぜか。



A 人事課長 報酬等審議会の答申を踏まえ、報酬額は若干引き上げている。費用弁償は会議出席に係る交通費という趣旨から、日額1900円の定額から実費相当額に変更したので、その分が減額となる場合がある。

費用弁償は非課税扱いであり、課税扱いの報酬とは性質が大きく異なる。

議案第11号
鶴ヶ島市地域福祉審議会条例について

社会福祉法第1条に規定する地域福祉を適正に推進するために定めるもの。

Q 委員会は委員13人以内で組織することだが、その理由は。また、公募する委員の公募条件は何か。

A 福祉政策課長 市の附属機関等の設置運営に関する取扱要綱で審議会の委員の数をおおむね15人以内の必要最小限と定めていることから、地域福祉計画の策定審議に必要な人数として13人以内とした。

公募委員は、市内にお住まいの公務員でない20歳以上の方2人を公募していきたい。

議案第12号
鶴ヶ島市老人ホーム入所等判定委員会条例について

老人福祉法第11条第1項第1号及び第3号に規定する措置を適正に実施するために定めるもの。

Q 老人ホームの入所措置の要否判定の流れは。

A 高齢者福祉課長 養護者がいないか、養護者がいても適切な養護がされていない65歳以上の方について、必要な調査を行い、入所等判定委員会での審議の結果、養護が必要と判定された方について、措置を行う。